

無期限の利用証（表面）



愛知県パーキング・パーミット制度利用証 使用上の注意

1. 車椅子を利用している方などは、車の乗り降りのために幅の広い駐車区画が必要です。
広い幅を必要としない方は、可能な限りプラスワン駐車区画のご利用にご協力ください。
2. この利用証は、車内のルームミラー等にかけて、表面（この裏側）が車外から見えるように掲示してください。
3. この利用証は、交付対象者が対象駐車区画を利用しない場合は、使用することはできません。
4. この利用証は、必ず駐車できることを保証するものではありません。利用証があっても、満車の場合等は駐車できないことがありますので、ご理解ください。
5. この利用証は、駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方であっても、必要な場合には対象駐車区画を利用することがありますので、ご理解ください。
6. この利用証は、路上駐車を認めるものではありませんので、道路上では使用できません。（公安委員会が交付する駐車禁止等除外標章とは異なります。）
7. 交付対象者の要件を満たさなくなった場合には、利用証を県へ返却してください。

愛知県福祉局障害福祉課

有期限の利用証（表面）

No. _____

愛知県 パーキング・パーミット制度

利用証



有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日



愛知県パーキング・パーミット制度利用証 使用上の注意

1. 車椅子を利用している方などは、車の乗り降りのために幅の広い駐車区画が必要です。
広い幅を必要としない方は、可能な限りプラスワン駐車区画のご利用にご協力ください。
2. この利用証は、車内のルームミラー等にかけて、表面（この裏側）が車外から見えるように掲示してください。
3. この利用証は、交付対象者が対象駐車区画を利用しない場合は、使用することはできません。
4. この利用証は、必ず駐車できることを保証するものではありません。利用証があっても、満車の場合等は駐車できないことがありますので、ご理解ください。
5. この利用証は、駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方であっても、必要な場合には対象駐車区画を利用することがありますので、ご理解ください。
6. この利用証は、路上駐車を認めるものではありませんので、道路上では使用できません。（公安委員会が交付する駐車禁止等除外標章とは異なります。）
7. 有効期限が経過した利用証は使用できません。有効期限満了後も使用される事由がある場合は、再度、申請を行ってください。

愛知県福祉局障害福祉課